

今年度も給付 子育て世帯臨時特例給付金・ 臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

●対象 平成27年6月分の児童手当を受給している方で、平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

●支給額 対象児童1人につき3000円

●申請方法 平成27年度児童手当の「現況届」(下記事参照)を提出してください。この「現況届」が、子育て世帯臨時特例給付金の申請書になりますので、期日内に必ずご提出ください。公務員の方は、別途、勤務先から発行される所定の申請書をご提出ください。平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上

で、手当月額5000円(対象児童1人当たり)を受給している方は対象外です。

●子育て推進課手当・医療費給付係・内線1347

臨時福祉給付金

平成27年1月1日時点で立川市に住民登録があり、平成27年度分の市・都民税(均等割)が非課税である等の要件に該当する方に、1人につき6000円を支給します。

申請時期など、くわしくは「広報たちかわ」7月25日号お知らせします。

●福祉総務課臨時福祉給付金担当・内線3910

児童手当・児童育成手当の「現況届」の提出を

児童手当・児童育成手当(育成・障害手当)を受給中の方には「現況届」の申請用紙を5月下旬に発送します。平成27年度の手当を受けるために必要な手続きです。6月30日(火)(消印有効)までに直接または郵送で子育て推進課手当・医療費給付係(市役所1階21番窓口)に必ず提出してください。臨時窓口でも受け付けます▼臨時窓口▶時

9時～11時30分、午後1時～4時▶市役所1階多目的プラザ

●子育て推進課手当・医療費給付係・内線1347

立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金対象事業を募集

「立川文化芸術のまちづくり協議会」は、市民の皆さんの文化芸術活動を支援し補助金・奨励金を交付しています。6月中旬以降に学識経験者等によるヒアリングを実施し、対象事業を決定します。くわしくは同協議会事務局(たましんRISURUホール2階市地域文化課内)で配布する申込書(市ホームページからダウンロードも可)をご覧ください▼対象となる事業▶4月1日～平成28年3月31日に市民団体等が行う自主的な文化芸術活動など▼補助内容▶1事業で経費の2分の1以内で、上限50万円(補助金総額は予算の範囲内)▼応募方法▶6月19日(金)(必着)までに、

申込書に必要資料を添えて、直接、または郵送で同協議会事務局(〒190-0022 錦町3-3-20市地域文化課内)へ

●市地域文化課・内線4501

地域密着型サービスを開発する事業者を募集

市は「立川市高齢者福祉介護計画」に基づき、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう「地域密着型サービス」の整備を進めています。今回、市内で次のいずれかのサービスを開発する事業者を募集します▼小規模多機能型居宅介護▶1事業所▶看護小規模多機能型居宅介護▶1事業所

応募するには事前説明会への参加が必要です。希望する事業者は市ホームページをご覧ください。6月5日(金)(消印有効)までに介護保険課介護給付係(市役所1階4番窓口)へ申込書を直接または郵送、ファクスで提出ください。

●介護保険課介護給付係・内線1440 FAX(522)2481

男女平等参画苦情処理制度をご存じですか

立川市男女平等参画基本条例では、市の施策が男女平等参画の促進に影響を及ぼす場合等に男女平等参画苦情処理委員に苦情の申し出をすることができると定めています。苦情の申し出があった場合には、市長から任命された苦情処理委員が必要な調査を行い、必要に応じ、同委員が市長に対して是正その他の措置をとるよう

「いつもと様子が違う」、「最近、見かけない」心配なご近所さんに気づいたら…

見守りホットラインにご連絡を!
コール おお通報
☎042(506)0024

市は、支援を必要とする家庭が地域から孤立することや、孤立死等を防止するため、地域からの情報を確実にキャッチする専用電話「見守りホットライン」を開設しています。

平成25年度と平成26年度の通報件数は下表の通りです。皆さんの通報が、安否確認やその後の支援につながっています。引き続き、ご協力をお願いします。

受付場所	25年度	26年度
見守りホットライン	68	51
市役所代表電話等	59	42
合計	127	93

●福祉総務課・内線1492

●苦情処理委員 ▼深尾凱子氏(有識者)▼須崎伸子氏(人権擁護委員)▼稲見秀登氏(弁護士)

●申請書の提出方法 住所、氏名、電話番号、申出年月日と具体的な内容を書いて、直接または郵送で男女平等参画課(〒190-0012 曙町2-36-2(女性総合センター5階)へ。申出書は男女平等参画課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

●男女平等参画課 ☎(528)6801

市長の資産等報告書などを公開しています

市では「立川市政治倫理確立のための市長の資産等公開条例」に基づき、過去5年分の市長の資産(土地・建物・預貯金・有価証券・所得等)を、規定の様式の報告書により公開しています。この報告書は、どなたでも申

請の上、閲覧することができま。閲覧を希望する方は、印鑑を持って市政情報コーナー(市役所3階)へお越しください。

職員等の内部通報制度 平成26年度の運用状況

市は、不正行為の未然防止と早期発見を図るとともに、市民の皆さんからの信託に応える市政を推進するため「内部通報制度」を設けています。この制度により、市の事務事業に関して①法令違反行為がある②またはその恐れがある場合に、職員等は特定の窓口(法令監察員または法令遵守対応室)に通報することができ、通報者には不利益な扱いを受けないように保護されます。平成26年度は、本制度を利用した内部通報はありませんでした。●法令遵守対応室(市総務課内) 内線2593

ひとりにひとつマイナンバー その1

マイナンバー制度とは



マイナンバーキャラクターマイナちゃん

平成25年に成立したマイナンバー法により、平成27年10月から国籍や年齢を問わず、住民票を持つ全ての方に、12桁の番号「マイナンバー」が付されることになりました。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で、個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用され、各行政機関が管理する個人情報と安心・安全な仕組みでつなぐ役割を果たします。

マイナンバーによって、国や地方公共団体間での情報のやりとりが可能になり、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現が期待されています。

マイナンバー制度に関する国のコールセンター ☎0570(20)0178

●市情報推進課・内線3200

(5回に分けて掲載予定)